

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第6号	
事故等名	旅客船みゆう漁船第一龍丸衝突	
発生年月日	平成20年6月20日 08時11分ごろ	
発生場所	宮城県石巻市網地漁港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年8月28日 みゆう船長の口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 旅客船みゆう 19トン	
船舶番号	234-17738宮城	
船舶所有者	網地島ライン株式会社	
船種・船名・総トン数	B 漁船第一龍丸 19トン	
漁船登録番号	MG2-5441	
船舶所有者	株式会社山根漁業部 宮城県漁業協同組合	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許 B なし	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 右舷側ハンドレール曲損、右舷側出入口引き戸凹損 B 左舷船首ブルワーク擦過痕	
事故の経過	平成20年6月20日08時10分ごろ、旅客6名を乗せて船長ほか2名が乗り組み、宮城県石巻市鮎川港に向けて網地漁港を発する2機2軸のA船が後進して離岸操船中、その右舷中央部が、同漁港内に無人で係留していたB船の左舷船首部に衝突した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	岸壁の防舷材と自船の防舷材とが絡んだ状態のまま、後進離岸時の操船不適切
原因	本件衝突は、出航のため離岸する際、岸壁の防舷材と自船の防舷材とが絡んだ状態のまま、後進したため、発生したものと考えられる。 船長の離岸時の操船が適切でなかったことが関与した可能性があると考えられる。	